

地方自治確立対策協議会設置並びに運営要綱

(昭38. 8. 23)

(協議会の設置)

1. 地方行財政の健全な発展をはかるため、地方関係団体は、相携え、目的達成に邁進するものとする。

このため、次の6団体をもって「地方自治確立対策協議会（以下「協議会」という。）」を組織する。

全国知事会

全国都道府県議会議長会

全国市長会

全国市議会議長会

全国町村会

全国町村議会議長会

- 協議会の事務所は、全国知事会（東京都千代田区平河町2の6の3）内に置く。

(組織及び役員)

2. 協議会は、委員18人以内で組織する。

委員は、6団体の会長及び6団体が推挙するその団体の役員2人とする。

(運 動)

3. 協議会は、必要に応じ、東京において開催し、委員の合議により運営に当る。

これがため、特別の必要があると認められる場合は、委員並びにその代理者は、滞京態勢をとり、強力な推進を行うものとする。

(会 計)

4. 経費は、各団体がそれぞれ負担する。

(附 則)

この要綱は、昭和38年8月23日から施行する。

昭和30年9月協議決定の「地方財政確立対策協議会運営要綱」及び「地方財政確立運動要綱」はこれを廃止する。